

第 27 号議案

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 4 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和３年中野区条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第１４条中「児童等（法第３３条の７に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「児童等の」を「児童の」に改める。

第７７条第１項ただし書中「附則第２０条第１項」を「附則第２７条第１項」に、「附則第３条第１項」を「附則第１０条第１項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。